

料金表

	注 射 料	注 射 済 証 交付手数料	合 計
集合注射	1,300円	300円	1,600円
訪問注射	2,600円	300円	2,900円

狂犬病予防注射を 実施します!!

狂犬病予防法に基づき、生後九十一日以上の飼犬は年一回の登録と二回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。昭和五十六年度第二回(秋季)の狂犬病予防注射を実施します。飼主の方は

最寄りの会場で必ず受けてください。料金には集合注射で受けた場合は一六〇〇円、獣医師の訪問注射の場合は二九〇〇円となります。集合注射をおすすめします。(料金内訳は別表のとおり) ※集合注射を受ける際には、台帳と照合するため必ず通知書を持参してください。

なお通知書の届かない方でも生後九十一日以上の犬を飼育している場合は、新規登録料二〇〇〇円と、料金内訳表の金額を加算した料金を持参して注射を受けてください。犬の登録をしないと狂犬病予防法によって罰せられます。

▼日 程 表 (10月5日～9日)

地区	月日	会 場	時 間	地区	月日	会 場	時 間
三吉・開地地区	10月5日(月)	上戸沢バス停前	9:20～9:30	・木生地区	7日(水)	旧与繩小学校跡地	10:50～11:10
		下戸沢正蓮寺前	9:35～9:45			井倉消防会館前	11:20～11:40
		引の田伊藤商店前	9:50～10:00			月見ヶ丘公民館前	1:10～1:30
		谷村第二小学校前	10:10～10:40			生出神社前	1:35～1:45
		法能消防会館	10:50～11:20			禾生出張所前	1:50～2:20
		市民グラウンド前	11:25～11:45			川茂消防会館前	2:25～2:45
		菅野公民館前	1:15～1:25			小形山消防会館前	2:50～3:10
		大野屋商店前	1:30～1:40			旧禾生第二小学校前	3:15～3:45
		杉本商店前	1:45～2:05			都留大音楽教室前	9:30～9:50
		大津農協前	2:10～2:20		谷村地区	田原公民館前	10:00～10:20
宝地地区	10月6日(火)	中小野公民館前	2:30～3:00		10月8日(木)	上町消防会館前	10:30～10:50
		緑町公民館前	3:10～3:30			市役所入口	11:00～11:30
		一の橋横	9:30～9:40			市民会館前	1:10～1:40
		上大幡公民館前	9:50～10:10			高尾山前	1:50～2:10
		上大幡農協前	10:20～10:40			専念寺前	2:15～2:35
		宝出張所前	10:50～11:10			深田水神宮前	2:40～3:00
		旧平栗分校前	11:20～11:30			都留警察署前	3:10～3:30
		厚原日東工業前	11:35～11:45			十日市場公民館前	9:30～10:00
		金井一志村商店前	1:10～1:30		東桂地区	古渡公民館前	10:10～10:30
		羽根子公民館前	1:35～1:55		10月9日(金)	上夏狩公民館前	10:40～11:00
盛里地区	10月	鷹の巣消防会館前	2:05～2:25			東桂出張所前	11:10～11:40
		道生堀バス停前	2:30～3:00			境公民館前	1:15～1:45
		曾雌公民館前	9:30～9:50			宮下消防会館前	1:50～2:20
		大平盛里運送前	10:05～10:15			ふじ屋商店前	2:30～2:50
		盛里出張所前	10:25～10:45			沖公民館前	2:55～3:05

使 用 料

基 本 額		円
		4,700
加 算	10キロメートルまで	1,350
	20キロメートルまで	2,410
	30キロメートルまで	3,910
	40キロメートルまで	5,410
	50キロメートルまで	6,920
加 算	50キロメートルを超え150キロメートルまでの場合	2,410
	20キロメートルまでを増すごとの加算額	
	150キロメートルを超え500キロメートルまでの場合	3,910
	30キロメートルまでを増すごとの加算額	
算 額	500キロメートルを超える場合	6,920
	50キロメートルまでを増すごとの加算額	
作業時間が1時間30分を超える場合		380
30分までを増すごとの加算額		

市民にとって長年の願いでありました霊柩自動車事業について、かねてから、市では東京陸運局にその経営免許を申請中でありましたが、このたび許可となりました。これを受けて、来る十月二十五日を事業開始日と定め、現在準備を進めております。

に、その走行距離などを加算額として付加する料金体系となっております。(表参照) なお、申込みについては、埋火葬の届け出を市民課窓口で行なうとき、霊柩自動車使用の有無を申し出て、所定の使用料を納めていただくこととなります。

十月二十五日 霊柩自動車事業 が開始されます

食中毒警報とは？

聞きなれない言葉でしょうが、大月保健所では、今年多発している食中毒を未然に防止するため、食中毒の発生が予測される時点で「食中毒警報」を出すこととなります。

この警報は、食品取扱関係者のもとより、各市町村の広報車などを通じて、一般消費者にもお知らせいたします。警報が発令されたら、食品の取扱いは充分注意しましょう。

不用犬・猫巡回収集日は10月28日です